

茨木市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領の改正について」（令和3年12月21日付け府政経運第423号内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知）及び「令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領の改正について」（令和4年5月26日付け府政経運第280号内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知）に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、住民税非課税世帯等に対しての臨時的な措置として実施する住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（以下「非課税世帯等給付金」という。）は、第1で規定する目的を達するために、市によって贈与される給付金をいう。

(支給対象者)

第3 非課税世帯等給付金の支給対象者は、令和3年12月10日において、住民基本台帳に記録されている者（同日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を削除されていた者で、同日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、同日の翌日以後初めて住民基本台帳に記録されることとなったもの及び令和3年12月10日以前に戸籍を有しない者で、同日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、住民基本台帳に記録されている者に準ずるものとして市長が認めるものを含む。）のうち、次の各号に該当する世帯の世帯主とする。

(1) 令和3年度分又は令和4年度分の市民税均等割が非課税である世帯

同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和3年度分又は令和4年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割が課されていない者又は市の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯。（以下「住民税非課税世帯」という。）

(2) 令和4年1月以降に家計が急変した世帯

住民税非課税世帯以外の世帯で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降申請日の属する月の前月までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和4年度分の市町村民税が非課税である世帯と同様の事情にあると

認められる世帯（同一の世帯に属する者のうち令和4年度分の市民税均等割が課されているもの全員のそれぞれの1年間の収入見込額（令和4年1月以降の任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。）又は1年間の所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が、市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯をいう。）。（以下「家計急変世帯」という。）

ただし、次のいずれかに該当する世帯を除く。

ア 住民税非課税世帯として給付を受けた世帯に属する者を含む世帯（当該者が住民税非課税世帯に該当しない世帯に編入された場合の当該世帯を除く。）

イ 令和3年度分の市町村民税均等割額が非課税である世帯に対する給付については令和3年12月10日又は令和4年度分の市町村民税均等割額が非課税である世帯に対する給付については令和4年6月1日（以下これらの日を「基準日」という。）において同一世帯に同居していた親族について、基準日の翌日以降の住民票の異動により、同一住所において別世帯とする世帯の分離の届出があったものは同一世帯とみなし、同一住所に住民登録されているいずれかの世帯に対して非課税世帯等給付金を支給した場合の、同一住所におけるその他の世帯

2 前項の規定にかかわらず、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は、支給要件を満たさないものとする。

3 第1項第1号の規定にかかわらず、令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯に対する給付について、既に本給付金の支給を受けた世帯と同一の世帯及び当該世帯の世帯主であった者を含む世帯は支給要件を満たさないものとする。

（支給額）

第4 支給対象者に支給する額は、1世帯につき10万円とする。

（申請・受給権者）

第5 非課税世帯等給付金の申請・受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。

ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者）とする。

2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

（支給の方式）

第6 非課税世帯等給付金の支給を受けようとする者は、住民税非課税世帯等に対す

る臨時特別給付金支給要件確認書（様式第1号）（以下「確認書」という。）の提出又は住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書（請求書）（様式第2号）若しくは住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）申請書（請求書）（様式第3号）（以下「申請書」という。）による申請により行う。

2 確認書の提出は郵送又はオンラインにより行い、申請書による請求に基づく支給は次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していること及び第1号、第2号並びに第3号による支給が困難である場合に限り、第4号に掲げる方式で申請を行う。

(1) 郵送方式

必要事項を記入した申請書を振込先口座の確認書類及び本人確認書類の写しとともに郵送により市に郵送し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式。

(2) オンライン方式

市が案内する電子申請システムを利用して、必要事項を入力した上で、振込先口座の確認書類及び本人確認書類をアップロードし、市が申請者から回答された金融機関の口座に振り込む方式。

(3) 窓口受付方式

必要事項を記入した申請書を市の窓口へ提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式。

(4) 窓口現金受領方式

必要事項を記入した申請書を市に郵送または窓口へ提出し、市が当該窓口で請求者へ現金を交付することにより支給する方式。

3 申請者は、非課税世帯等給付金の申請にあたり、本人確認書類として公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、申請者本人による申請であることを証する。

（代理による申請）

第7 申請・受給権者に代わり、代理人として第6の規定による確認書の提出又は支給の申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

(1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

(3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2 代理人が非課税世帯等給付金の確認書の提出又は支給の申請をするときは、当該

代理人は確認書又は申請書に加え、原則として委任状を提出する。この場合、市は公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

- 3 市は、代理人が第1項第1号の者である場合は、住民基本台帳により代理権を確認し、同項第2号及び第3号の者である場合は、市長が別に定める方法により代理権を確認する。

(申請期限)

第8 非課税世帯等給付金の申請受付開始日は、市長が別に定める日とする。

- 2 住民税非課税世帯への支給のうち、確認書の提出期限は、本市が当該確認書を発出した日から3か月後とする。
- 3 住民税非課税世帯への支給及び家計急変世帯への支給に関する申請書の提出期限は、令和4年9月30日とする。

(支給の決定)

第9 市長は、第6の規定により確認書又は申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し非課税世帯等給付金を支給する。

(非課税世帯等給付金の支給等に関する周知等)

第10 市長は給付金事業の実施にあたり、支給対象者の要件、申請の方法及び申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11 市長が第10の規定による周知、第6の規定による確認書の送付及びオンライン方式による受付を行ったにもかかわらず、申請・受給権者から第8の規定による提出期限までに確認書の提出又は支給の申請が行われなかった場合、申請・受給権者が非課税世帯等給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 市長が第9の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、申請・受給権者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12 市長は、偽りその他不正の手段により非課税世帯等給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った非課税世帯等給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し又は担保に供してはならない。

(その他)

第14 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月28日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和4年6月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 第3条の支給対象者及び第6条の支給の方式について、令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯への給付及び家計急変世帯に対する給付のうち本要綱の実施日において既に申請書を提出している分については、なお従前の取扱いによることとする。

附 則

この要綱は、令和4年8月5日から実施し、令和4年7月4日から適用する。

別記（第5関係）

1 配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

（1）以下に掲げる事例であって、かつ、（2）の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者（以下「申出者」という。）については、基準日時点で申出者が本市に住民票が所在しない場合にも、当該申出者の非課税世帯等給付金については、本市から支給する。

① 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしてしている者（婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族（配偶者を除く。以下同じ。）など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別にしてしている入所者を含む。）及びその同伴者であって、基準日において本市に住民票を移していない者

② 親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えているもの

（2）申出者の満たすべき一定の要件は、次の①から④までに掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

① 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令）が出されていること。

② 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。

なお、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）や行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体）が発行した確認書も、上記証明書と同様のものとして取扱う。

③ 基準日の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

④ ①から③に掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体

性がないと認められる場合

※ 婦人保護施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。

2 措置入所等児童の取扱い

基準日において、以下の（１）から（６）までのいずれかに該当する児童（児童（基準日時点で満18歳に満たない者をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（基準日時点で原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。）及び（６）における母子生活支援施設の入所者を含む。以下同じ。）については、本市における申請・受給権者とする。

- （１）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童（保護者（児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。（２）において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）
- （２）児童福祉法第27条第1項第3号の規定により入所措置が採られて同法第42条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第27条第2項の規定により同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第27条第1項第3号若しくは第27条の2第1項の規定により入所措置が採られて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。）
- （３）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第2項若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第373号）第16条第1項第2号の規定により入所措置が採

られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）

（4）生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設若しくは同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）

（5）児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。）

（6）児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設（以下「母子生活支援施設」という。）に入所している者（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）

3 入所措置等が執られている障害者・高齢者の取扱い

以下の（1）又は（2）のいずれかに該当する「措置入所等障害者」及び「措置入所等高齢者」（以下「措置入所等障害者・高齢者」という。）であつて、基準日において市の住民基本台帳に記録されている者については、本市における申請・受給権者とする。ただし、市で入所等の措置を講じ、措置入所等担当課室から給付金担当課室に対して、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた場合、当該措置入所等障害者・高齢者に支給する。

（1）「措置入所等障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定による措置が執られている者（措置が執られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当

と認める者（成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。）を含む。以下同じ。）（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

- (2) 「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項及び第11条第1項の規定による入所等の措置等が執られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

4 ホームレス等の取扱い

居住が安定していないいわゆるホームレスの方や事実上ネットカフェに寝泊まりしている方であって、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていない者について、基準日の翌日以降、市において住民基本台帳に記録されたときは、本市における申請・受給権者とする。

5 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であって、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると市に申し出た者について、法務局等において無戸籍者として把握していることを市長が相当と認めるときは、本市における申請・受給権者とする。

郵便番号
住所
氏名
整理番号
郵便番号バーコード

発行日 令和 年 月 日

茨木市長

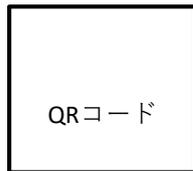


住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、令和3及び4年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当すると思われるため、以下の内容を確認して、令和4年9月30日までに、本確認書を同封の返信用封筒にて返送して下さい。

【オンライン手続きについて】

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書による手続きは、オンラインでも可能です。オンライン手続きかつ支給口座に変更の無い場合は、本確認書の返送による手続きより早期に入金することができます。右のQRコードからオンライン手続きが可能です。



支給方法 口座振込
支給予定口座 金融機関名・支店名・分類・口座番号・口座名義 (カナ)
 ○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○ ○○○○○○
支給予定日 確認書を受理した日から3～4週間以内
支給額 1世帯につき100,000円

※支給予定口座は、過去に1人につき10万円を給付した特別定額給付金の振込先として使用した口座です。
 ※口座名義等、文字数が多いものは一部省略して記載しています。

■以下の内容を確認し、記入してください。

【確認欄】 (下記①～③を確認し、両方に該当する場合はチェック欄(□)に✓を入れてください。)

□	① 世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていません。
	② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
	③ 既に住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯ではありません。

上記確認事項に相違ありません。

確認日 (記入日)	世帯主の氏名	電話番号
令和 年 月 日		

※①～③全てに該当する場合に限り、支給対象者に該当し、給付金が受け取れます。

※チェック欄(□)に✓がない場合、給付金を受け取れません。

※確認内容が誤っている場合または意図的に虚偽の確認をした場合は、不正受給となり、給付金の返還を求められる場合があります。扶養を受けているか分からないときは、家族にご確認ください。

※令和4年9月30日までに返信がない場合は、本給付金の受取を辞退したとみなします。

※令和3年度分の住民税非課税世帯に対する給付の対象である世帯のうち、未申請又は支給を辞退した世帯は、「既に支給を受けた世帯」に該当し、令和4年度分の支給対象にはなりません。

■上記支給予定口座に変更がない方は、記入は以上で終わりです。
支給予定口座欄が空白の方、支給口座を変更する方は、必ず裏面もご記入ください。

■表面に記載された口座を既に解約しているなどの理由で、支給予定口座とは異なる口座への振込みを希望する場合や支給予定口座欄が空欄の場合は、以下の欄に受取口座を記入し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

支給予定口座に代えて（又は支給予定口座欄が空欄の場合）、下記の口座への振込を希望します。

【受取口座記入欄】 ※原則、世帯主の口座を記入してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 ※右詰めでご記入ください	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所 店番号	1普通 2当座		

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)	通帳番号 ※右詰めでご記入下さい	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1 0 ※		

振込先金融機関口座確認書類

受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し
(表面に記載の支給予定口座以外の口座への振込を希望される場合は、
受取口座記入欄に記入した口座の確認書類を提出して下さい)

本人（代理人）確認書類

マイナンバーカード（表面のみ）、運転免許証、健康保険証、障害者手帳、介護保険証、在留カード等の写し（いずれか1つ）

表面に記載の支給予定口座以外の口座への振込を希望される場合

または代理人が確認（受給）する場合に提出して下さい。

なお、代理人が確認（受給）する場合は、代理人の本人確認書類を添付し、
委任状（市ホームページ参照）を同封してください。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書(請求書)
(申請を必要とする世帯の場合)

(あて先)
茨木市長



裏面【誓約・同意事項】を確認し、全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

※申請受付期限:令和4年9月30日(金)必着

1. 申請・請求者(世帯主)
Table with columns: 氏名 (フリガナ), 生年月日, 現住所, 申請日(記入日) 年 月 日, 電話 ()

2. 申請者が属する世帯の状況

※令和4年6月1日時点の世帯の全ての構成員について記載してください。

- 令和4年1月1日時点の住所が現住所と異なる方は、令和4年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する住民税非課税証明書を添付して下さい。
(該当する方全員)※住民税非課税証明書の添付がない場合は、この給付金を支給することができません。
○ 既に住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯は、支給対象となりません。
令和3年12月10日時点の住所が現住所と異なる方は、記載された住所地の市町村に支給の有無を確認する場合があります。

※令和3年度の住民税非課税世帯として申請する場合は、下記の点に留意して記載してください。

- ① 令和3年12月10日時点の世帯の全ての構成員について記載してください。
② 下記の表において、令和4年1月1日は令和3年1月1日、令和4年度は令和3年度と読み替えて記載してください。

Table with 6 columns: 氏名 (フリガナ), 申請者との続柄, 生年月日, 現住所と令和4年1月1日時点の住所が異なる, 異なる場合は令和4年1月1日時点の住所を記載, 令和4年度住民税均等割課税状況

3. 振込口座

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】※原則、2. の申請・請求者の口座とします。

Table with 5 columns: 金融機関名, 支店名, 分類, 口座番号, 口座名義(カナ)

Table with 4 columns: ゆうちょ銀行, 通帳記号 (6桁目がある場合は※欄にご記入下さい), 通帳番号, 口座名義(カナ)

<裏面も必ずご記入ください。>

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、チェック欄(□)に✓してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(住民税非課税世帯分)(以下「給付金(住民税非課税世帯分)」という。)の支給要件(※)に該当します。
※ 給付金(住民税非課税世帯分)の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。
ア 世帯の全員が、令和4年度住民税非課税である。
イ 世帯の全員が、令和4年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。
(注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
エ ア、イについて、令和3年度非課税世帯として申請する場合は、令和4年度を令和3年度と読み替える。
- ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 給付金(住民税非課税世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑤ この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金(住民税非課税世帯分)の請求書として取り扱います。
- ⑥ 市区町村が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和4年10月31日までに、市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(住民税非課税世帯分)が支給されないことに同意します。
- ⑦ 給付金(住民税非課税世帯分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(住民税非課税世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(住民税非課税世帯分)を返還します。
- ⑧ 既に住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給を受けた世帯(令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯に対する給付の対象であるが未申請または支給を辞退した世帯を含む。)または当該世帯の世帯主であった者を含む世帯ではありません。受給していた場合には、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を返還します。
- ⑨ 令和4年度非課税世帯として申請した場合でも、審査等によって令和3年度非課税世帯にも該当することが判明した場合は、令和4年度非課税世帯として該当したとしても、令和3年度非課税世帯分として給付金が支給されることに同意

提出書類

- 『住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書(請求書)(申請を必要とする世帯の場合)』(本書)
※必要事項をご記入ください。
- 『申請・請求者本人確認書類』の写し(コピー)
※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面のみ)、介護保険証、障害者手帳、在留カード等の写し(コピー)をご用意ください。
※代理人が申請する場合は、代理人の本人確認書類及び委任状(市ホームページに掲載)をご提出ください。
- 『受取口座を確認できる書類』の写し(コピー)
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- (令和4年度非課税世帯として申請する方)
令和4年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和4年度住民税非課税証明書』の写し(コピー)
※「現住所と令和4年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する方全員分が必要です。
(令和3年度非課税世帯として申請する方)
令和3年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和3年度住民税非課税証明書』の写し(コピー)
※現住所と令和3年1月1日時点の住所と異なる方全員分が必要です。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや添付書類の不備はないか、再度ご確認ください。
チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)
申請書(請求書)(あて先)
茨木市長

市受付印

2ページ目の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

※申請受付期限: 令和4年9月30日(金)必着

1. 申請・請求者(世帯主)

申請日(記入日) 年 月 日

(フリガナ) 氏名	生年月日	現住所
	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

2. 申請者が属する世帯の状況

※令和4年6月1日以降に同一住所で世帯分離した場合は同一世帯とみなします

	(フリガナ) 氏名	申請者との続柄	生年月日	令和4年1月1日時点の住所 (現住所と異なる場合に記載)	R4.1以降 家計急変が あった者
1	(申請者)	本人			
2			明・大・昭・平・令 年 月 日		
3			明・大・昭・平・令 年 月 日		
4			明・大・昭・平・令 年 月 日		
5			明・大・昭・平・令 年 月 日		

3. 振込口座

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】 ※原則、1. の申請・請求者の口座とします。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 ※右詰めでご記入下さい。	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	支店コード	1普通 2当座		

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)	通帳番号 ※右詰めでご記入下さい。	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1 0 ※		

<裏面も必ずご記入ください。>

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、にチェック(レ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)(以下「給付金(家計急変世帯分)」という。)の支給要件(※)に該当します。

※ 給付金(家計急変世帯分)の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。

- ① ア 新型コロナウイルスの影響による収入の減少がある世帯であり、世帯の全員が、令和4年度住民税非課税水準相当である。
イ 世帯の全員が、令和4年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。
(注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。

給付金(家計急変世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、前住所地での給付金の受給の有無のほか、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

④ この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金(家計急変世帯分)の請求書として取り扱います。

⑤ 市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和4年10月31日までに市が申請・請求者に連絡・確認できない場合、給付金(家計急変世帯分)が支給されないことに同意します。

⑥ 給付金(家計急変世帯分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(家計急変世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(家計急変世帯分)を返還します。

⑦ 本給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入の減少があった世帯に対し支給するものであり、例えば、事業活動に季節性があるケースにおける繁忙期や農産物の出荷時期など、通常収入を得られる時期以外を対象月として給付申請した場合など、新型コロナウイルス感染症の影響等により収入が減少したわけではないにも関わらず、支給申請することは、不正行為に該当します。

⑧ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を受給した世帯に属していた者はいません。受給していた場合には、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を返還します。

提出書類

『住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)(請求書)』(本書)

※必要事項をご記入ください。

『簡易な収入(所得)見込額の申立書』(様式第3号別紙)

※必要事項をご記入のうえ、申立てを行う収入に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類、事業収入、不動産収入にかかる経費の金額の分かる書類が必要です。

『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』

※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面のみ)、介護保険証、障害者手帳、在留カード等の写し(コピー)をご用意ください。

『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

『任意の1か月の収入』の状況を確認できる書類の写し(コピー)

※「任意の1か月の収入」…給与明細、年金振込通知書、事業収入や不動産収入にかかる経費の金額の分かる書類等
※世帯で収入がある方、全員分が必要です
※無収入の場合は収入状況申立書を提出してください

(令和4年1月1日以降、複数回転居した方)『戸籍の附票の写し(コピー)』

**※【誓約・同意事項】のチェック漏れや添付書類の不備はないか、再度ご確認ください。
チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。**

※「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書」と一緒にご提出ください。

①下記チェック欄(□)にチェック(✓)してください。

□ 私の世帯は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。

②申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した者全てについて記入してください。

(フリガナ)		左欄の者が扶養する者の数 ①	令和4年度住民税課税状況 ②	障害者控除等の適用 ③	収入の減少のあった年月 ④	任意の1か月の収入⑤			年間収入見込額 D×12 ⑥	非課税相当収入限度額 ※
氏名	給与収入 【A】					事業収入又は不動産収入 【B】	年金収入 【C】			
1		人	□課税 □非課税 □未申告	□障害者控除 □寡婦(夫)控除 □ひとり親控除	令和4年 ___月	円	円	円	円	円
	収入合計額 A+B+C=【D】					円				
2		人	□課税 □非課税 □未申告	□障害者控除 □寡婦(夫)控除 □ひとり親控除	令和4年 ___月	円	円	円	円	円
	収入合計額 A+B+C=【D】					円				
3		人	□課税 □非課税 □未申告	□障害者控除 □寡婦(夫)控除 □ひとり親控除	令和4年 ___月	円	円	円	円	円
	収入合計額 A+B+C=【D】					円				
4		人	□課税 □非課税 □未申告	□障害者控除 □寡婦(夫)控除 □ひとり親控除	令和4年 ___月	円	円	円	円	円
	収入合計額 A+B+C=【D】					円				
5		人	□課税 □非課税 □未申告	□障害者控除 □寡婦(夫)控除 □ひとり親控除	令和4年 ___月	円	円	円	円	円
	収入合計額 A+B+C=【D】					円				

(記入上の注意)

- ① 左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入して下さい。(扶養控除等申告書で届け出ている人数)
- ② 「令和4年度住民税課税状況」欄には、該当する項目にチェックしてください。
- ③ 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェックしてください。
- ④ 「収入の減少のあった年月」欄には、収入の減少により住民税非課税相当の収入であった、令和4年1月以降の任意の1か月の月を記入してください。
- ⑤ 「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和4年1月以降の任意の1か月の収入を記入してください。
※令和4年度住民税確定後は、令和3年1月から12月の任意の1か月による申請はできません。令和4年度住民税非課税世帯のうち、本給付金の支給を受けていない世帯については、令和4年度住民税非課税世帯に対する給付として、令和4年6月1日時点で住民登録のある市町村から確認書等が送付されます。

給与収入	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入又は不動産収入	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入	※公的年金収入(非課税除く)がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。

- ⑥ 「年間収入見込額」欄には、D欄(収入合計額)を12倍した金額を記入してください。
※給与収入、事業収入又は不動産収入、年金収入いずれの場合も、所得税が課されないものは、これらの収入として計上する必要はありません。
※「非課税相当収入限度額」は、申請受付後に市で記入しますので、空欄のままにしてください。
世帯員のいずれか1名でも⑥の額が非課税相当収入限度額を超過している場合は、支給該当にはなりません。

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	100.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	156.0万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	205.7万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	255.7万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	305.7万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

<所得により申請する場合は、引き続き、裏面を記入してください。>

③年間所得により申し立てる場合、申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入してください。

	(フリガナ)	【収入】	【控除】			【所得見込】	【非課税相当額】
	氏名	年間収入見込額 ⑦	給与所得 控除額 ⑧	事業収入等の 経費 ⑨	公的年金等 控除 ⑩	年間所得 見込額 ⑪	非課税所得 限度額 ※
1			円	円	円		
		円	控除合計額 ⑧+⑨+⑩ 【E】			円	円
2			円	円	円		
		円	控除合計額 ⑧+⑨+⑩ 【E】			円	円
3			円	円	円		
		円	控除合計額 ⑧+⑨+⑩ 【E】			円	円
4			円	円	円		
		円	控除合計額 ⑧+⑨+⑩ 【E】			円	円
5			円	円	円		
		円	控除合計額 ⑧+⑨+⑩ 【E】			円	円

(記入上の注意)

⑦「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額または年間収入額(⑥欄)を転記して下さい。

⑧「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- ① (【A】の給与収入額×12)の額が162.5万円以下 → 55万円
- ② (【A】の給与収入額×12)の額が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40%－10万円
- ③ (【A】の給与収入額×12)の額が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30%＋8万円
- ④ (【A】の給与収入額×12)の額が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20%＋44万円

⑨「事業収入等の経費」

- ①事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください。
- ②帳簿等、上記の経費がわかる書類をご提出ください。

⑩「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- ・65歳未満の方 (公的年金等収入額) → (控除額)
 - ①60万円以下 → 公的年金等収入額的全額
 - ②60万円超130万円以下 → 60万円
 - ③130万円超410万円以下 → 公的年金等収入額×25%＋27.5万円
 - ④410万円超770万円以下 → 公的年金等収入額×15%＋68.5万円
- ・65歳以上の方 (公的年金等収入額) → (控除額)
 - ①110万円以下 → 公的年金等収入額的全額
 - ②110万円超330万円以下 → 110万円
 - ③330万円超410万円以下 → 公的年金等収入額×25%＋27.5万円
 - ④410万円超770万円以下 → 公的年金等収入額×15%＋68.5万円

⑪「年間所得見込額」の欄には、⑦「年間収入見込額」から【E】の控除合計額を差し引いた額をご記入ください。

差し引いた額をご記入ください。⑪年間所得見込額＝⑦年間収入見込額－【E】の控除合計額

※「非課税所得限度額」は、申請受付後に市で記入しますので、空欄のままにしてください。

※限度額は右の表から、表面①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額が当てはまります。

※右の表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がない場合	45.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	101.0万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	136.0万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	171.0万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	206.0万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用